

熊本県立松橋東支援学校「学校いじめ防止基本方針」（令和6年4月改訂）

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な理念

いじめは、全ての幼児児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら幼児児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが幼児児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての幼児児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての幼児児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめ防止等の対策は、いじめが、将来にわたりいじめられた幼児児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを幼児児童生徒や職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた幼児児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

第2条 この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布）

いじめは、社会性を身に付ける途上にある幼児児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた 幼児児童生徒の立場に立って見極めなければならない。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、幼児児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 学校いじめ対策組織（組織名；いじめ防止等対策委員会）

（1）構成員

校長、教頭、総務企画部長、幼稚部主任、小学部主事、中学部主事、病弱訪問教育部主任、生徒指導主事（情報集約担当者）、人権教育主任、保健主事、養護教諭、外部専門員、必要に応じて担任等関係者

(2) 組織の役割

- ア いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りを行う
- イ いじめの疑いに関する情報（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）や幼児児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う
- ウ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や幼児児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係幼児児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う
- エ いじめの被害幼児児童生徒に対する支援・加害幼児児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

(3) 開催

年3回（各学期）とし、必要に応じて臨時に開催する。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここでいう「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

(1) いじめの防止

- ア いじめはどの子供にも起こりうることから、全ての幼児児童生徒を対象として、いじめをさせない未然防止の取組として、幼児児童生徒がいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
未然防止の基本として、幼児児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業実践を進め、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりを行う。そのためにも、教職員は幼児児童生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく必要がある。
- イ 携帯電話等情報通信機器の使用法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、幼児児童生徒や保護者に対して、使用に関するルール of 周知を徹底する。
- ウ 幼児児童生徒が互いによさや頑張りを認め合える機会を設け、自尊心や自己有用感を育む。
- エ 教職員の言動が、幼児児童生徒を傷つけたり、他の幼児児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。また、言葉の大切さに気付かせる指導の充実に努める。授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さないよう努める。
- オ 幼児児童生徒に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを、発達段階に応じて指導する（平成25年5月16日付け25文科初 第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」を参照）

(2) いじめの早期発見

ア いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。こうしたことから、わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点を持って、早い段階からの的確に関わり、幼児児童生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応し、いじめの早期かつ的確な発見と認知に努めるものとする。

このため、全ての教職員は、自らの「いじめに気付く感受性」を磨き、日頃から幼児児童生徒の見守りに注力して、信頼関係の構築に努め、それらを活用して幼児児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないよう努める。

ウ アンケート調査や必要に応じて個人面談を実施し、幼児児童生徒からの相談に対しては、迅速かつ丁寧に対応する。また、「SOS の出し方に関する教育」の充実を図る。

エ どのような行為がいじめに当たるのかを道徳や学級活動、LHR 等の中で具体的事例を基に取り上げ、幼児児童生徒に考えさせる機会をもつ。

年間計画

	1 学期	2 学期	3 学期
会 議 等	<いじめ防止等対策委員会> ・基本方針、重大事態への対応 マニユアル確認 ・心のアンケート結果報告 ・気になる子どもの情報共有 <学校運営協議会> ・本年度の取組 ・基本方針や窓口等の周知 <PTA総会> ・保護者向けチェックシート ・窓口の周知 <職員会議> ・基本方針、重大事態への対応 マニユアル確認 ・いじめ対応セルフチェックシートの実施 ・いじめ防止等対策委員会の報告	<いじめ防止等対策委員会> ・心のアンケート結果報告 ・気になる子どもの情報共有 ※いじめ防止研修会 <職員会議> ・いじめ防止等対策委員会の報告	<いじめ防止等対策委員会> ・心のアンケート結果報告 ・気になる子どもの情報共有 ・来年度の検討と課題等 <学校・センター連絡協議会> <PTA役員会> <学校運営協議会> ・本年度のまとめ ・心のアンケート結果報告 ・来年度の検討と課題等 <職員会議> ・いじめ防止等対策委員会の報告

防 止 対 策	<生活支援部> ・全校集会（執行委員） <教務部> ・命を大切にする心を育む指導 ・心のきずなを深める月間【6月】 <各学部> ・命を大切にする心を育む指導 ・道徳教育 ・情報モラル教育 ・学級づくり・人間関係づくり ・心の通じ合うコミュニケーション能力の育成 ・言葉の大切さに気付かせる指導	<生活支援部> ・全校集会（執行委員） <教務部> ・人権教室【12月】 ・命を大切にする心を育む指導 <各学部> ・命を大切にする心を育む指導 ・道徳教育 ・情報モラル教育 ・学級づくり・人間関係づくり ・心の通じ合うコミュニケーション能力の育成 ・言葉の大切さに気付かせる指導	<生活支援部> ・全校集会（執行委員） ・本年度の取組と次年度への志向について <各学部> ・命を大切にする心を育む指導 ・道徳教育 ・情報モラル教育 ・学級づくり・人間関係づくり ・心の通じ合うコミュニケーション能力の育成 ・言葉の大切さに気付かせる指導
早 期 発 見	<生活支援部> ・心のアンケート ・保護者向けチェック表 <各学部> ・毎朝の健康観察 ・センターとのケース会議 ・学部内での情報交換 <総務企画部・健康安全部> ・関係機関との毎朝の連絡会	<生活支援部> ・心のアンケート ・保護者向けチェック表 <各学部> ・毎朝の健康観察 ・センターとのケース会議 ・学部内での情報交換 <総務企画部・健康安全部> ・関係機関との毎朝の連絡会	<生活支援部> ・心のアンケート <各学部> ・毎朝の健康観察 ・センターとのケース会議 ・学部内での情報交換 <総務企画部> ・学校評価保護者アンケート <総務企画部・健康安全部> ・関係機関との毎朝の連絡会

（３）いじめに対する措置

- ア 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合、当該いじめに係る情報を速やかに各学部主事・主任に報告し、各学部主事・主任は生徒指導主事に報告する。
- イ いじめを発見または相談を受けた教職員はその内容を記録し、いじめに関わる児童生徒の担任は、その記録を共有するとともに、その後の対応や当該児童生徒の様子、経緯等についても記録し、生徒指導主事と共有する。
- ウ いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害幼児児童生徒を徹底して守り通す。
- エ いじめた幼児児童生徒に対しては、人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、各担任（必要に応じて生徒指導主事も）が毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- オ 必要に応じて、県が派遣する緊急支援員を要請する。
- カ 重大事態発生時においては、県教育委員会が別途作成する「重大事態時のSNS啓発資料」を活用する。また、入学式や保護者会などで事前の周知啓発を行うなど、情報モラルに対する教育を充実させる。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して総合的に検討し、校長が判断する。

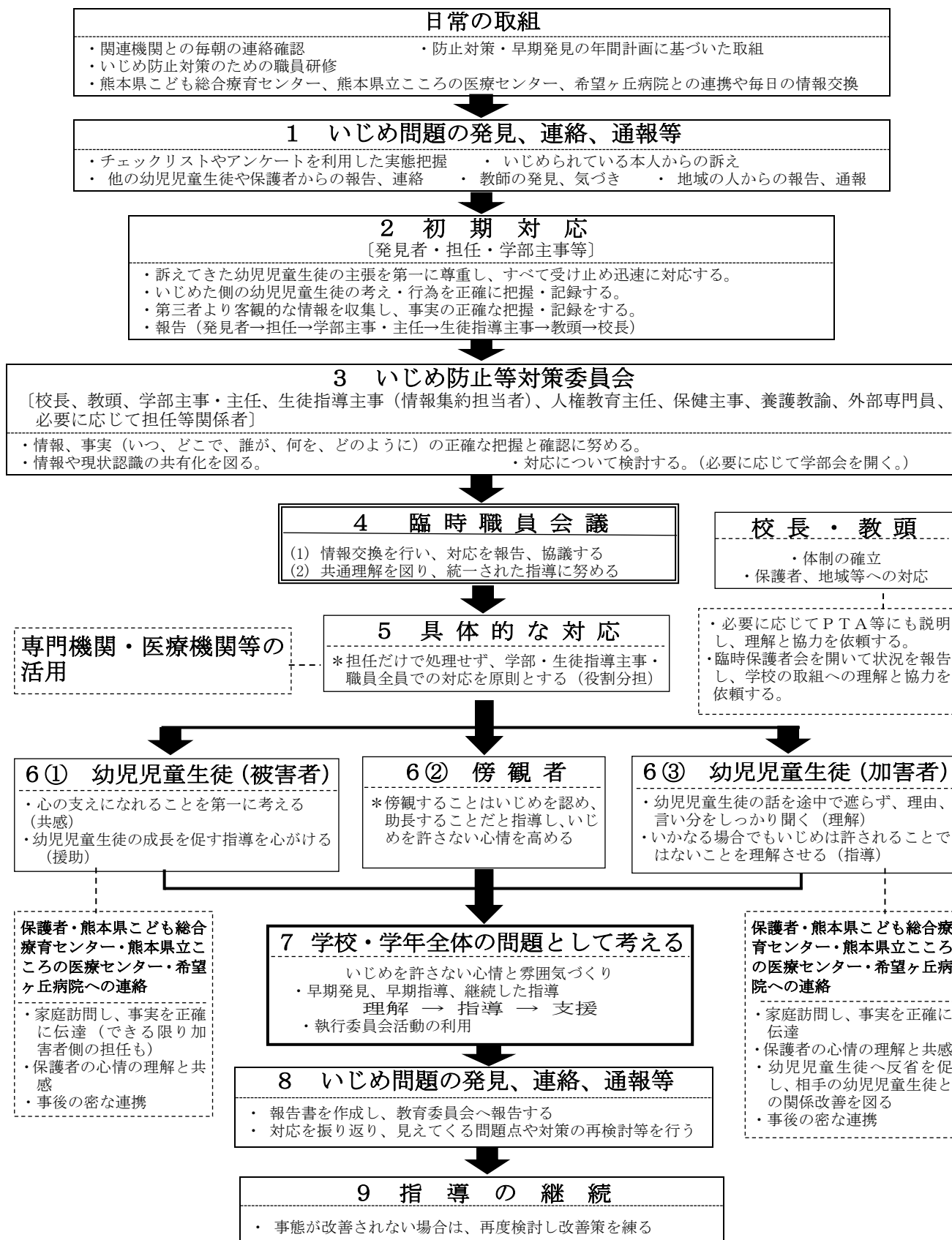
ア いじめに係る行為が止んでいること

- a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していること。
- b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害幼児児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- c 行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害幼児児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害幼児児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害幼児児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(5) いじめ問題早期発見・事案対処マニュアル



7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア いじめにより当該学校に在籍する幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する幼児児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

(「いじめ防止対策推進法」第28条)

アの「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける幼児児童生徒の状況に着目して判断する。

(ア) 幼児児童生徒が自殺を企図した場合

(イ) 身体に重大な傷害を負った場合

(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合

(エ) 精神性の疾患を発症した場合

(2) 初動対応の体制整備

重大事態が発生した場合、直ちに県教育委員会に報告し、速やかにいじめ防止対策委員会を母体とし校長を中心とする対応組織を設置し、初動対応を行う。その際、対応組織が実効的に機能するよう、必要に応じて教育委員会に指導・助言を求めるとともに、教育委員会から派遣される指導主事等を初動対応に活用する。

学校が調査主体となると決定した場合、教育委員会が推薦する外部の専門家等(法律、医療、心理、福祉等に関する専門家等)を過半数とする調査委員会を立ち上げ、教育委員会と一体となった詳細調査へ移行する。また、外部の専門家等の中から委員長を定める。

次に県教育委員会が調査の実施主体と決定した場合、熊本県いじめ防止審議会の求めに応じ、適宜学校の情報を提供する。

8 参考

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月施行)

「熊本県いじめ防止基本方針(改訂版)」(令和2年11月改定)

「宇城地域差別事象に対する危機管理マニュアル」

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(文部科学省)

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(文部科学省)